

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(第二部) 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について 各施設に関する指摘事項 〔指摘 8〕青少年会館ロビー利用者数は参考情報であり、利用者数からは除外すべきである。</p>	<p>ロビー利用者も含めた人数が施設の利用者数であると考えている。 なお、指定管理者による管理運営の評価に際しては、ロビー利用者を含めた利用者数及び除いた利用者数を記載しており、今後も同様に取り扱ってまいりたい。</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>〔指摘 9〕青少年会館の予約受付方法は改善すべき点である。</p>	<p>神戸市青少年会館条例第1条では、青少年の健全な育成及び青少年活動の促進を図ることを青少年会館の設置目的としている。一般団体の利用については、施設の有効利用を図る観点から実施しているが、施設の設置目的に沿った利用を優先するために、利用申請開始日に差異を設けることは差支えないものと考えている。</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>〔指摘-12〕指定管理を受託した団体は、自主事業を含めた全体の収支と受託事業及び自主事業の単独収支を団体の決算書との整合性を保持しつつ、明瞭開示に努めるべきである。 (市民参画推進局)</p>	<p>現指定管理者である(公財)神戸いきいき勤労財団は、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行しており、現在、新公益法人会計基準に基づいた区分経理が行われている。したがって、同財団が実施する事業については、指定管理者事業も含めて、新会計基準により処理されており、事業毎の収支状況は、団体全体の決算書との整合性も保ちながら、明瞭に開示されている。</p>	<p>措置済</p>
<p>〔指摘-15〕FFPファミリークラブ会員制度は、実質的に無料入場者を増やすことになっているのではないか。(産業振興局) (注)FFP：フルーツ・フラワーパーク</p>	<p>FFPについては、平成25年度末をもって(株)神戸ワインによる指定管理を終了した。これに伴い、FFPファミリークラブ会員制度も平成25年度末をもって廃止となった。</p>	<p>他の方法で対応</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>都市計画総局 (第二部) 公の施設の管理運営及び指定管理者制度 の事務の執行について 各施設に関する指摘事項 [指摘-22] 市営住宅の運営管理に最も優れた内容 の提案をしているにも関わらず、「一地域で優先交 渉権者となった」という理由のみでその業者を排除 し次点以下の業者から選定する方法は、公平性・効 率性の観点から疑問が残る。</p> <p style="text-align: right;">(都市計画総局)</p> <p>(注)申請区域を、東灘・灘・中央/兵庫・長田/北・須 磨/垂水・西/シティハイツに分け、応募者の多い 地域(同数の場合は東の地域)から順に選定し、あ る地域で優先交渉権者となると以降の地域では選定 対象から除外。</p>	<p>市営住宅における平成26～30年 度の指定管理者の選定にあたって は、外部の有識者からなる神戸市都 市計画総局指定管理者選定評価委員 会において検証を行った結果、入居 者サービスの向上及び業務の効率化 を図るため、申請区域を前回(平成 22～25年度)の5区域から東部(東 灘・灘・中央・兵庫・長田区)と西 部(北・須磨・垂水・西区)の2区 域に集約して実施した。</p> <p>今回の選定においても、ある地域 で優先交渉権者となると他の地域で は選定対象から除外している。</p> <p>これは、市営住宅の管理業務は市 民が入居する生活の基盤となる施設 を管理する業務であり、事業者の業 務撤退等で業務が停止すれば入居者 の生活に多大な支障をきたす恐れが あるため、一業者が全市域を独占す ることのリスクを考慮したものであ る。</p> <p>今後も、公平性・効率性の観点か らさらなる改善について検討を行っ ていきたい。</p>	<p>他の方法 に対応</p>